

北本市道路用地等売払事務取扱要綱

平成29年12月21日

市長 決 裁

平成30年5月14日改正

令和3年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、道路用地等の売払事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象地)

第2条 この要綱において売払いの対象とする道路用地等（以下「対象地」という。）は、北本市都市整備部建設課が所管する次に掲げるものとする。

- (1) 道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項に規定する市町村道
- (2) 道路法の適用を受けない道路
- (3) 水路敷
- (4) その他公有地

(対象者)

第3条 対象地の売払いを受けられる者（以下「対象者」という。）は、対象地に隣接する土地所有者（以下、「隣接土地所有者」という。）とする。ただし、次の各号に該当する場合は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 隣接土地所有者が法人の場合
当該法人の代表者とする。
- (2) 対象地に隣接する土地が共有地の場合
共有者全員とする。
- (3) 登記されている隣接土地所有者が死亡している場合
遺産分割協議が整い相続人が特定され、所有権移転登記が未了の場合はその権利者を対象者とし、遺産分割協議が未了の場合は法定相続人全員を対象者とする。
- (4) 対象地に隣接する土地が区分所有建物の敷地の場合

隣接土地所有者全員又は管理組合の規約等の区分所有権に基づき定められた者とする。この場合において、代表権を与える旨の同意書が添付されているとき又は管理組合の総会において代表者を決定したときは、当該代表者を申請者とする。

(5) 未成年者又は成年被後見人等が隣接土地所有者の場合

未成年者については親権者、未成年被後見人については未成年後見人、成年被後見人については成年後見人が代わって申請し、被補助人については補助人、被保佐人については保佐人の同意を得て申請するものとする。この場合において、申請書に法定代理人であることを証する書面を添付し、隣接土地所有者を記名の上、法定代理人が併記押印する。

(6) 対象地に隣接する土地が信託財産登記された信託財産である場合

対象地に隣接する土地が信託財産登記された信託財産である場合は、委託者及び受託者の両者とする。ただし、受益者が設定されている場合は、受託者及び受益者の両者とし、信託原簿に特別な定めがある場合はその内容によるものとする。

(7) 隣接土地所有者が宗教法人で対象地に隣接する土地の現況地目又は土地全部事項証明書の地目が境内地若しくは墓地となっている場合

宗教法人法（昭和26年法律第126号）第23条に基づくそれぞれの宗教法人の規則が定める者とする。ただし、当該規則に別段の定めがない場合は、責任役員の評決により定めた者とする。

(8) 登記簿上の隣接土地所有者以外の者が所有権を取得している場合

隣接土地所有者以外の者が申請することができる。ただし、売買契約書、土地売渡承諾書その他所有権を証する書面、印鑑証明書及び身分証明書等を添付する者に限る。

(9) 公益事業の施行のために行政上境界確認の必要がある場合

国、地方公共団体及び官公庁に準ずる公益法人が申請することができる。この場合において、当該公共団体の長が指定する職員とする。

(売払条件)

第4条 対象地の売払いは、次の各号のいずれにも該当する場合に行うことができる。

- (1) 道路用地等が、現にその用途及び目的を喪失していること。
- (2) 現在道路用地等の利用がなく、かつ、将来も道路用地等の用途として利用する見込みがないと判断されるものであること。
- (3) 道路用地等を売り払うことについて、当該道路用地等の隣接土地所有者全員の同意が得られていること。
- (4) 道路用地等を売り払うことにより、他の公共物、隣接土地所有者又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第43条第1項に規定する接道要件を満たしている物件の所有者の土地利用に影響又は支障を及ぼし、若しくはそのおそれがないこと。
- (5) 道路用地等に他の者が利用する地下埋設物等がないこと又は当該地下埋設物等の移設若しくは撤去が可能であること。

（事前協議）

第5条 対象地の売払いを受けようとする対象者（以下「申請者」という。）は、市と事前協議を行わなければならない。

（申請）

第6条 申請者は、道路用地等売払申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 案内図
- (2) 公図の写し
- (3) 道路用地等売払同意書（様式第2号）

2 申請者に代わって一部又は全部の事務を代理する場合は、その代理人が申請書に委任状を添付の上、委任された事務を行うことができるものとする。

（申請の取下げ）

第7条 申請者は、前条の申請を取り下げる場合は、道路用地等売払申請取下書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（売払い決定）

第8条 道路用地等の売払いの可否及び単価は、北本市公共用地審査会で決定する。

(費用負担)

第9条 申請者は、土地取得費用のほか、当該売払いに要する測量費等の全ての費用を負担するものとする。

(登記)

第10条 申請者は、登記に必要な関連手続が整ったときは、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 立会証明書
- (2) 地形・境界点見取図
- (3) 不動産調査報告書
- (4) 土地所在図
- (5) 地形図
- (6) 地積測量図
- (7) 印鑑登録証明書
- (8) 住民票（法人の場合は、現在事項全部証明書）
- (9) 登記手続に必要な書類一式

2 登記に係る手続は、市が行うものとする。ただし、表示登記後の地目変更登記は、対象者が行うものとする。

(土地売買契約及び代金等の支払い)

第11条 土地売買契約は、所有権保存登記又は分筆登記完了後に締結する。

2 土地売買契約に必要な収入印紙は、対象者が負担する。

3 対象者は、土地売買契約締結後30日以内に、市が発行する納入通知書により、土地代金を市の指定金融機関に納入しなければならない。

3 市は、土地代金が納入されたことを確認した後、所有権移転登記を行うものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行する。

(平成30年5月14日改正)

(令和3年4月1日改正)

様式第1号（第6条関係）

道路用地等売払申請書

年 月 日

（宛先）北本市長

住所（所在地）

申請者 氏名（名称及び代表者名）

電話

下記の道路用地等の売り払いを受けたいので、関係書類を添えて、申請します。

記

所在地	地目	数量	売払 希望価格	使用目的	摘要
		m ²	m ² /円		

添付書類 各1部

- (1) 案内図
- (2) 公図の写し
- (3) 道路用地売払同意書（様式第2号）

様式第3号（第7条関係）

道路用地等売払申請取下書

年 月 日

（宛先）北本市長

住所（所在地）

申込者 氏名（名称及び代表者名）

電話

年 月 日付けで提出した道路用地等売払申請書を取り
下げます。